

## 【岸和田市産業教育審議会規則】

平成 25 年 3 月 28 日教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、岸和田市附属機関条例（平成 15 年条例第 1 号）第 4 条の規定に基づき、岸和田市産業教育審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第 2 条** 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱又は任命する者をもって充てる。

- (1) 産業教育に関して学識経験を有する者
- (2) 公募した市民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認めた者

(任期)

**第 3 条** 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、臨時委員又は専門委員については、この限りでない。

2 委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第 4 条** 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

**第 6 条** 審議会の事務局は、教育委員会学校教育部学校教育課に置く。

(その他)

**第 7 条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあっては、教育長が会議を招集する。